資料 2

新たな偏在是正措置の具体的な方策

譲与税化による偏在是正措置の具体的な仕組み

地方譲与税の概要

| | | _ | | | | | | |
|---------|----------|-------------------|-------------|--------|---|--|--|--|
| 譲 | 与 | - | 税 | 目 | 地方揮発油譲与税 (平成20年度までは地方道路譲与税) | 特別とん譲与税 | 石油ガス譲与税 | 自動車重量讓与税 |
| 創 | | | | 設 | 昭和30年度 昭和29年度に1年限りの措置として 揮発油譲与税が創設 | 昭和32年度 | 昭和40年度 | 昭和46年度 |
| 趣 | 旨 | • | 目 | 的 | <地方道路線与税(道路特定財源)であった時期> 都道府県及び市町村(特別区を含む)の道路 に関する費用に充てるための財源の確保 <地方揮発油譲与税(使途規定の廃止後)> 道路等の行政サービスの供給にかかる財源の確保 | 外航船舶に対する固定資産税見合いの財源の確保(固定資産税が課される内国船との税負担の均衡) | < 道路特定財源であった時期> 都道府県及び指定市の道路に関する費 用に充てるための財源の確保 < 使途規定の廃止後> 道路等の行政サービスの供給にかかる 財源の確保 | < 道路特定財源であった時期> 市町村の道路に関する費用に充てるための財源の確保 < 使途規定の廃止後> 道路等の行政サービスの供給にかかる財源の確保 |
| 税丩 | 又(i | 譲 <i>与</i> | 身 総 | 額) | 地方揮発油税収入額の 全額 | 特別とん税収入額の 全額 | 石油ガス税収入額の 1/2 | 自動車重量税収入額の 1/3 (当分の間407/1000) |
| 課及 | 税 び | ^拍 税 | 標 率 | 準 等 | 製造場からの移出又は保税地域から の揮発油引取数量 揮発油に係る税 53,800円/kℓ 揮発油税 48,600円/kℓ 地方揮発油税 5,200円/kℓ | 開港へ入港する外国貿易船の純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トッ 開港ごとに1年分一時納付する場合 60円/トッ | 石油ガス充てん場からの移出又は保 税地域からの引取重量 17.50円/kg | 自動車検査証を受ける車、車両番号 の指定を受ける軽自動車 例)乗用自動車自家用 (3年) 12,300円/自重0.5 ^ト シ |
| 譲 | 与 | Ĺ | 団 | 体 | 都道府県・市町村(特別区を含む) | 開港所在市町村(都を含む) | 都道府県·指定市 | 市町村(特別区を含む) |
| 譲 | 与 | 基 | 準 | 等 | 都道府県道等の延長 都道府県道等の面積 <補正あり> (譲与制限制度あり) | 開港への入港に係る特別とん税の収 入額に相当する額 | 都道府県道等の延長 都道府県道等の面積 <補正あり> | 市町村道の延長 市町村道の面積 <補正あり> |
| 使 | | | | 途 | 条件・制限無し (平成20年度までは道路に関する費用) | 条件・制限無し | 条件・制限無し (平成20年度までは道路に関する費用) | 条件・制限無し (平成20年度までは道路に関する費用) |
| 徴 | 収 | ζ | 主 | 体 | 国 | 国 | 国 | 国 |
| 交付 収 | 税·譲 入 | 養 与 和 | 说特会 流 | | 国税収納金整理資金を経由し、一般会計を 通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ | 国税収納金整理資金を経由し、一般会計を 通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ | 国税収納金整理資金を経由し、一般会計を 通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ | 国税収納金整理資金を経由し、一般会計を 通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ |
| 平譲 | 成 与 | 2 実 | 9 年 績 | 度 額 | 2,584億円 | 124億円 | 84億円 | 2,660億円 |
| 平 地 | | 3 (計 |) 年 画 | 度額 | 2,514億円 | 125億円 | 80億円 | 2,675億円 |

| 譲 | 与 | 税 | 目 | 航空機燃料讓与稅 | 地方法人特別讓与税 | 森林環境讓与税(仮称) |
|-----|----------|------------|--------|---|---|---|
| 創 | | | 設 | 昭和47年度 | 平成20年度 | 平成31年度(予定) |
| 趣 | 旨 | ・目 | 的 | 航空機の騒音により生ずる障害の防止、 空港及びその周辺の整備等空港対策に関 する財源の確保 | 税制の抜本的な改革において偏在性の小さい 地方税体系の構築が行われるまでの間の措置と して、偏在是正を実施 | 森林整備等に必要な地方財源の安定的 な確保 |
| 税 4 | 仅(譲 | 長与 総 | 額) | 航空機燃料税収入額の 2/13 (平成31年度まで2/9) | 地方法人特別税収入額の 全額 | 森林環境税(仮称)収入額の 全額 (一部は、借入金の償還金及び利子の支払等に充当) |
| 課及 | 税 び | 標 税 率 | 準 等 | 航空機に積み込まれた航空機燃料の数量 26,000円/kℓ (平成23~31 年度の間、26,000 円/kℓ→ 18,000 円/kℓ) | 基準法人所得割額付加価値割額・資本割額及び所得割額によって課税される法人税率 414.2%所得割額によって課税される法人税率 43.2%基準法人収入割額収入割額によって課税される法人税率 43.2% | 国内に住所を有する個人 年額1,000円/人 (平成36年度から課税開始) |
| 譲 | 与 | 団 | 体 | 空港関係都道府県・空港関係市町村 (特別区を含む) | 都道府県 | 都道府県・市町村(特別区を含む) |
| 譲 | 与 | 基 準 | 等 | 着陸料収入額、騒音世帯数 <補正あり> | 人口、従業者数 (譲与加算制度あり) | 私有林人工林面積、林業就業者数、人口 <補正あり> |
| 使 | | | 途 | 騒音による障害防止・空港対策等に関する費用 | 条件・制限無し | 森林整備及びその促進に関する費用 市町村の支援等に関する費用 |
| 徴 | 収 | 主 | 体 | 国 | 都道府県 | 市町村(特別区を含む) |
| 交付収 | | 与税特 st | | 国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、 交付税・譲与税特会へ組入れ | 地方団体から交付税・譲与税特会へ払込み | 地方団体から交付税・譲与税特会へ払込み |
| 平譲 | 成 2 与 | 9 年 実 績 | | 149億円 | 18,452億円 | 約600億円 (平成45年度以降平年度ベース) |
| 平地 | | 0 年 計 画 | | 149億円 | 20,211億円 | _ |

過去に存在していた地方譲与税の概要

| 譲 | 与 | 税 | 目 | 入場譲与税 | 消費讓与税 | 所得讓与税 |
|----|----------------------|------------|----|---|--|--|
| 時 | | | 期 | 昭和29年度~昭和36年度 | 平成元年度~平成8年度 | 平成16年度~平成18年度 |
| 趣 | 自 | ・目 | 的 | 不交付団体に収入の多い入場税について、そ の収入の偏在の調整、貧弱県の財源の強化 | 地方団体の財源の安定的な確保 消費税と地方の個別間接税との調整に伴 う減収額の補てん | 個人の所得課税に係る国から地方団体への 本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置 |
| 税」 | 仅(諍 | 镁与 総 | 額) | 入場税収入額の全額 (昭和29·30年度は9/10) | 消費税収入額の1/5に相当する額 | 所得税収入額のうち 所得譲与税法に定められた額 |
| 課 | 課 税 標 準 及 び 税 率 等 | | | 入場料金 例)第一種の場所(映画館等)への入場であって、 | 国内取引:課税資産の譲渡等の対価の額 輸入取引:輸入の際の引取価格 3% | 総所得金額、退職所得金額 及び山林所得金額 |
| 及 | | | 等 | 入場料金が一人一回について70円以下であるとき 入場料金の10/100) | | 10%~37% (平成18年度分) |
| 譲 | 与 | 寸 | 体 | 都道府県 | 都道府県・市町村(特別区を含む) | 都道府県・市町村(特別区を含む) |
| 譲 | 与 | 基 準 | 等 | 人 ロ (譲与制限制度あり) | 人口、従業者数 <補正あり> | 平成16年度、17年度 ・人口 平成18年度 ・税源移譲見込額、 ・前年度の税源移譲予定特例交付金額、・人口 |
| 使 | | | 途 | 条件・制限無し | 条件・制限無し | 条件・制限無し |
| 徴 | 収 | 主 | 体 | 国 | 国 | 国 |
| | | 譲与税 入 の | | 国税収納金整理資金を経由し、一般会計を 通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ | 国税収納金整理資金を経由し、一般会計を 通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ | 国税収納金整理資金を経由し、一般会計を 通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ |
| 譲 | | 与 | 額 | 昭和36年度 195億円 | 平成8年度 14,133億円 | 平成16年度 4,249億円 平成17年度 11,159億円 平成18年度 30,094億円 |

課税標準、賦課徴収の仕組み等

検討の視点

- 納税者の事務負担を軽減する観点から、できるだけ簡素な課税・賦課徴収の仕組みとする必要がある。
- 地方譲与税制度を活用した偏在是正の仕組みとしては、現行の地方法人特別税・譲与税や、今後創設予定の森林環境税・譲与税(仮称)の仕組みが参考になるのではないか。
- また、賦課徴収の仕組みについては、法人事業税は、社会保険診療報酬の実質非課税措置など、法人税とは課税ベースが大きく異なっており、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化するために創設された「地方法人税」のように国が法人税と併せて徴収することができない点に留意が必要。

考え方

- 地方譲与税制度を活用する場合、以下のような仕組みとすることが考えられるのではないか。
- ・ 法人事業税(所得割・収入割)の一部を分離して新たな税(国税)を創設
- ・ 課税標準は法人事業税の税額
- ・ 新たな地方譲与税として一定の基準により都道府県に譲与
- 地方税財源としての性格を明確にするため、その税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直入 することが適当ではないか。
- 新たな税の賦課徴収については、都道府県が法人事業税と併せて行うことが適当ではないか。

譲与基準等

検討の視点

● 地方譲与税の譲与基準については、一定の使途が定められている、若しくは想定されている場合には、使途と関連 する財政需要を反映した指標が用いられているが、使途の制限がない場合には、制度の趣旨・目的や歳入側の事情 に着目した指標が用いられている。

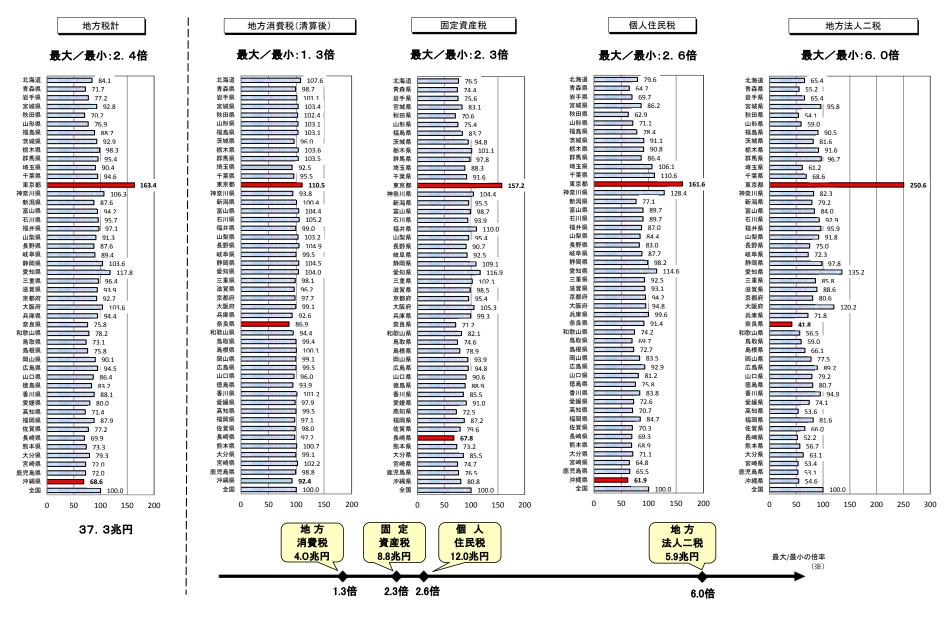
この点に関し、新たな地方譲与税は、地方税の一部を分離して創設されるものであり、使途が制限される性格のものではないことから、制度の趣旨・目的に応じた譲与基準とすることが適当ではないか。

- 新たな地方譲与税の譲与基準については、以下の点を踏まえて検討することが必要ではないか。
 - ・ 新たな偏在是正措置の仕組みは、地域間の財政力格差に対応して税源の偏在を是正することを目的とするものであること
 - ・ 地方税収の偏在度については、一般的に、地方団体の構成員である住民に着目し、人口1人当たり税収で比較 されること
 - ・ 地方団体の歳出構造において、少子高齢化の進展に伴い、社会保障や教育等の分野において、地方団体が安定的に行政サービスを提供する重要性が増しており、人口比例的な要素が大きくなっていること
 - ・ 安定的な制度運営を図る観点からは、譲与基準には、できるだけ簡素で予見可能性が高い指標を用いることが望ましいこと
 - 現行の地方法人特別譲与税においては、当初、消費税との税源交換を行うことが目標とされたため、地方消費税の税源配分と近似させるため「人口」と「従業者数」という二つの指標が用いられたが、新たな偏在是正措置においては、そのような事情を斟酌する必要がないこと

考え方

- 税源の偏在是正という新たな措置の趣旨・目的に鑑みれば、譲与基準として「人口」を基準とすることが考えられるのではないか。
- ●「人口」を譲与基準とする場合、現行の地方法人特別譲与税に比べ、偏在是正の効果が増すことになる。このように、譲与基準のあり方も含め、地方譲与税制度の中で適切な偏在是正効果を実現するための方策を検討する必要があるのではないか。

人ロー人当たりの税収額の指数(5年平均(H25~H29決見))



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

⁽注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。

⁽注2) 地方消費税の税収額は、平成30年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。

⁽注3) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

⁽注4) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

⁽注5) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分等を除く。

⁽注6) 人口は、各年度の1月1日現在の住民基本台帳人口の平均による。

交付税原資化による偏在是正措置の 具体的な仕組み

課税標準、賦課徴収の仕組み等

【譲与税化によって十分な偏在是正効果が得られず、交付税原資化を選択肢として検討を行う場合】

検討の視点

- 納税者の事務負担を軽減する観点から、できるだけ簡素な課税・賦課徴収の仕組みとする必要がある。
- 交付税原資化を活用した偏在是正の仕組みとしては、現行の地方法人税の仕組みが参考になるが、賦課徴収の仕組みについて、法人事業税は、社会保険診療報酬の実質非課税措置など、法人税とは課税ベースが大きく異なっており、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化するために創設された「地方法人税」のように国が法人税と併せて徴収することができない点に留意が必要。
- 交付税原資化する場合、新たな税の賦課徴収を担う不交付団体には地方交付税が交付されないことに留意が必要。

考え方

- 交付税原資化とする場合、以下のような仕組みとすることが考えられるのではないか。
 - ・ 法人事業税(所得割・収入割)の一部を分離して新たな税(国税)を創設
 - ・ 課税標準は法人事業税の税額
 - ・ 交付税原資に繰入れ
- 地方税財源としての性格を明確にするため、その税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直入することが適当ではないか。
- 動力を発の賦課徴収については、都道府県が法人事業税と併せて行うことが適当ではないか。
- ただし、その場合、新たな税の賦課徴収を担う不交付団体には地方交付税が交付されないことから、賦課徴収について不交付団体の理解を得るための方策を検討することが必要ではないか。